

資料 15 被災者台帳作成のため他団体に照会できる特定個人情報〈見開き〉

| 事務<br>番号<br>五十六の二<br>市町村長   | 番号利用法 別表第二   |  | 特定個人情報データベースレイアウト  |  |
|---|--|--|--|--|
|   | 情報提供者  | 特定個人情報<br>(下欄に掲げる情報であつて主務省令(右欄参照)で定めるもの)   | 別表第二省令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の<br>主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条(平成28年9月12日改正) | 特定個人情報データベースレイアウト<br>(特定のデータ項目は、デジタルPMOに掲載)  |
| 都道府県知事  | 災害救助法による救助に関する情報   | ※ 規定なし<br>(注) 被災者台帳作成に必要情報は「被災者」についての情報だが、災害救助法による救助に関する情報は、救助に関する業務に協力した者に係る情報とされており、被災者のうちこれに該当するとは見なされず、別表第二主務省令を改正(平成28年9月12日公布)し、従前において被災者台帳作成にあつた情報連携対象として定められていた「災害救助法による救助に関する情報」に係る規定を削除した。従つて、被災者台帳作成時に災害救助法による救助に関する情報との連携は行われない。 | —  | —  |
|   | 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報  | 一 被災者(災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の第二項の障害児入所給付費の支給に関する情報   | 78   | 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報  |
|   | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報   | 二 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報   |  |  |
|   | 児童福祉法による措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報  | 三 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同法第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)  | —  | —  |
| 障害者関係情報<br>(障害者関係情報：児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(別表第二十の項参照)) | 四 被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報<br>五 被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報   | 20   | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報                                 |  |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報  | ※ 規定なし<br>(注) 措置入院関係の個人番号の利用については、従前において個人番号利用事務として別表第一主務省令に規定されていたが、自治体等から措置入院患者からの個人番号の取得が困難であるとして事業をいったん、改めて事業について検討した結果、措置入院においては個人番号を利用しないこととされ、別表第一主務省令を改正(平成27年12月25日公布)により、当該事務が削除された。これに伴い、別表第二主務省令を改正(平成28年9月12日公布)し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報」に係る規定を削除した。 | —  | —  |  |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報   | 六 被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報   | 82   | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報  |  |
| 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報   | 七 被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の五の二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報  | 10   | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報  |  |
| 母子保健法による妊娠の届出に関する情報   | 八 被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報  | 80   | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報  |  |
| 市町村長  | 介護保険給付等関係情報<br>(介護保険給付等関係情報：介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(別表第二一の項参照))  | 九 被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報   | 4  | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報<br>(注) 上記特定個人情報名のうち「地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については、地域支援事業は自治体の業務により事業が実施されるものであり、その情報へのマイナンバー付番の有無が自治体により異なるため、法律事務としては情報提供ネットワークシステムでは取り扱わないこととされたため、被災者台帳作成事務に限らず、別表第二主務省令において規定されておらず、データ標準レイアウトにおいても当該情報に係る項目は設定されていない。 |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事  | 特別児童扶養手当関係情報<br>(特別児童扶養手当関係情報：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(別表第二六の項参照))   | 十 被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報  | 26   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報   |
| 都道府県知事等   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する情報<br>特別障害者手当の支給に関する情報<br>昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報  | 十一 被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報   | 74   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報  |
| 都道府県知事又は市町村長  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報   | 十二 被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報   | 8  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報   |

| 特定個人情報データベースレイアウト   |  | 情報提供ネットワークシステムにおける情報提供者の<br>機関種別の内訳                |
|---|--|--|
| 特定個人情報の具体的なデータ項目  | 特定個人情報により把握できる主な内容   |  |
| —   | —  | —  |
| 【児童福祉法による障害児入所支援情報】<br>支給開始年月日・支給終了年月日  | 障害児入所支援の有無   | 都道府県知事<br>指定都市の長<br>中核市の長<br>児童相談所設置市の長            |
| 【児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月   | 小児慢性特定疾病の有無  | —  |
| 【児童福祉法による措置情報】<br>措置開始年月日・措置終了年月日<br>—施設コード   | 児童福祉法による措置の有無  | —  |
| 【身体障害者手帳情報】<br>身体障害者手帳初回交付年月日・身体障害者手帳返還年月日<br>—身体障害者手帳再交付年月日、身体障害者手帳番号、身体障害者手帳等級コード、障害者、身体障害者手帳等級障害程度コード、身体障害者手帳部位コード、身体障害者手帳障害認定日  | 身体障害者手帳の情報<br>(障害者、等級、個別障害の部位等)  | 都道府県知事<br>指定都市の長<br>中核市の長                          |
| 【精神障害者保健福祉手帳情報】<br>精神手帳交付年月日・精神手帳返還年月日<br>—精神手帳番号、精神手帳再交付年月日、精神手帳等級コード、精神手帳有効期間終了年月日  | 精神障害者福祉手帳の情報<br>(等級等)  | —  |
| —   | —  | —  |
| 【特定医療費支給情報】<br>—支給開始年月日・支給終了年月日・支給年月  | 厚生労働大臣が指定した難病(指定難病)に罹患し、認定基準を満たした者に対する特定医療費の支給の該当の有無   | 都道府県知事<br>指定都市の長                                   |
| 【障害児通所支援支給情報】<br>支給開始年月日・支給終了年月日<br>—サービス種別コード<br>—支給年月<br>—障害児通所支援利用者負担額   | 障害児通所支援の有無、サービス種別  | 市町村長   |
| 【妊娠届出情報】<br>妊娠の届出年月日<br>—出産予定日  | 妊娠の有無、出産予定日  | 市町村長   |
| 【被保険者】<br>被保険者資格取得年月日・被保険者資格喪失年月日<br>—被保険者番号、保険者番号、資格異動事由コード、被保険者区分<br>【住所特例情報】<br>住所特例適用開始年月日・住所特例適用終了年月日<br>—施設所在地、施設名、住所特例適用変更年月日、施設電話番号<br>【支給基本情報】<br>認定期間開始年月日・認定期間終了年月日<br>—要介護状態区分コード、認定区分、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給標準月額<br>【負担割合】<br>割合開始年月日・割合終了年月日<br>—負担割合区分<br>【高額医療費合算介護サービス費】<br>給付年度<br>—自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日迄、介護保険加入期間自、介護保険加入期間迄、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計<br>【高額医療費合算介護サービス費】<br>給付年度<br>—自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日迄、介護保険加入期間自、介護保険加入期間迄、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計 | 介護保険の対象の有無、被保険者番号、保険者番号、要介護状態区分等   | 市町村長   |
| 【支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月<br>—改定年月、障害児数(1歳)、障害児数(2歳)、手当月額、証書発行年月日<br>【支給情報(年)】<br>支給年度<br>—特別児童扶養手当年間支給額  | 特別児童扶養手当の対象の有無、級別障害児数等   | 都道府県知事<br>指定都市の長                                   |
| 【特別児童扶養手当等の支給情報】<br>対象年月<br>—支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行年月日、支給年度、障害児福祉手当年間支給額、支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行年月日、支給年度、特別障害者手当年間支給額、支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行年月日、支給年度、特別障害者手当年間支給額   | 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当(経過福祉手当)の対象の有無  | 都道府県知事<br>市及び特別区の長<br>社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長 |
| 【障害支援区分認定情報】<br>認定期間開始年月日・認定期間終了年月日<br>—障害支援区分コード<br>【特定障害者特別給付費情報】<br>適用開始年月・適用終了年月<br>—特定障害者特別給付費該当コード<br>【介護給付費等支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月<br>—サービス種別コード<br>【障害福祉サービス利用情報】<br>障害福祉サービス対象年月<br>—障害福祉サービス利用者負担月額<br>【自立支援医療(更生医療)支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月<br>【自立支援医療(育成医療)支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月<br>【自立支援医療(精神通院医療)支給情報】<br>支給開始年月・支給終了年月  | 障害者自立支援給付の対象の有無<br>障害支援区分(障害認定された程度)<br>特定障害者特別給付の対象の有無<br>障害福祉サービスの種別<br>自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の対象の有無 | 都道府県知事<br>市町村長                                     |